

指 名 競 争 入 札 心 得

軽米町の契約に係る指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、軽米町財務規則のほか関係法令及び下記事項に従って実施するものとする。

入札参加上の注意

- 1 入札参加者は、設計書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
この場合において設計図書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、定められた入札の日時に遅れないように指定の場所に集合すること。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
(委任状は、入札執行前に提出し、確認を受けること。)
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札保証金は免除する。

入札書作成上の注意

- 1 入札者の氏名は、会社名、代表者氏名等を正確に記入すること。
- 2 委任状による代理人の入札の場合は、会社名及び代表者名を記入した下に、代理人の氏名を記入し、代理人の使用印鑑を押すこと。
- 3 記載事項の訂正は、金額については認めないが、その他については、入札者の印（代理人入札の場合は、代理人の使用印）で訂正することができる。
- 4 入札金額は、アラビア数字（1、2、3、……）を使用し、明確に記入し、入札金額の頭に¥マーク若しくは押印すること。

入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
ただし、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することは出来ない。
- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次の各号の一に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であっては、その旨を記載した書面を町長に届け出て行う。
 - (2) 入札執行中であっては、その旨を明記した入札書又は書面を入札執行者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

入札の取りやめ等

- 1 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札辞退者が多数生じ1人になる場合など、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

- 3 天災、地変等により入札の執行が困難になったときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
- 4 入札通知書、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札手続等を取りやめることがある。

無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合と認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印のしていない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

同価格の入札者が 2 名以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

契約保証金

- 1 落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。
- 2 次の各号の一に該当する保証を付したときには契約保証金が免除される。
 - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (4) この契約により債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 3 落札者は、契約保証金を免除された理由が前項第 4 号（履行保証保険契約の締結）の規定による場合であるときは、当該契約に係る保険証書を提出しなければならない。

契約の締結

- 1 落札者は、落札から起算して5日以内に（公休日は算入しない。）に契約担当者から交付された契約書案に記名押印し、提出しなければならない。ただし、町長の書面による承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に該当する場合は、第13条に基づく契約書記載事項について落札後3日以内に文書で報告すること。
- 4 工事には、契約締結の日から7日以内に着手すること。
- 5 落札者は、契約書、別記及び岩手県土木部発行最新版「土木工事共通仕様書」により工事を施工しなければならない。

契約締結の留意事項

- 1 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過した場合
 - (2) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について本県を含む地域で命ぜられた場合
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合
 - (4) 軽米町営建設工事に係る指名停止措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置を受けた場合
 - (5) 措置基準に基づく文書警告を受けた場合
- 2 契約にあっては、工事全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 契約にあっては、この工事に専任で、請負契約締結日前3ヵ月以上継続して雇用している技術者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く）を配置しなければならない。
- 4 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇用年月日（雇用期間）を明記するとともに、監理技術者資格者証、健康保険証又は標準報酬決定通知書等の写しを添付しなければならない。

異議の申立

入札した者は、入札後、この心得、設計書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

※ 主任技術者及び監理技術者の「恒常的雇用関係」についての取扱いは、平成27年4月1日以降の工事に関し当分の間、入札日において申請者と雇用関係にある者を配置できること。